

～ 福祉医療費（乳幼児）の支給を受けられる方へ ～

1 福祉医療の制度とは？

お子様が病院等にかかった際に支払う医療費の一部助成を行う制度です。



2 有効期間

出生日または南島原市に転入された日から

小学校入学前まで（満6歳になった以後の最初の3月31日まで）：通院費・入院費・調剤費等を助成

有効期間終了前に市外に転出された場合は、転出された日で有効期間終了となります。

3 対象となる医療費

医療機関に支払う自己負担金のうち、健康保険の適用になっている金額

※予防接種などの保険適用外の受診料や薬の容器など健康保険法対象外の費用は対象となりません。

4 助成金額について

1ヶ月ごと、医療機関ごとに、支払われた金額から下表の自己負担額を差し引いた金額が助成額となります。

診療・入院日数	1日	2日以上
自己負担額	800円	1,600円



※院外処方の薬代については、保険診療分で支払われた全額を助成します。

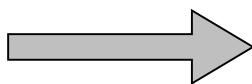
5 現物給付について

医療機関等で公費負担者番号が記載された受給者証を提示して受診した場合が対象となります。

※保険医療機関等では必ず、乳幼児福祉医療受給者証（黄色）を窓口に提示してください。



受診（受給者証の提示）



受診者

1日上限800円の支払い



医療機関等

- ①診療される際に医療機関に現物給付の対応の有無をご確認ください。
- ②県外は現物給付の対象外です。
- ③ひとつの医療機関ごとに1日800円、2日以上の場合は1,600円が上限です。

◆現物給付が受けられなかった場合、従来どおり償還払いの申請により助成を受けることができます。

※償還払い・・・健康保険の一部負担金を一旦お支払いいただき、後日、市へ「福祉医療費支給申請書」に一部負担金の領収証を添えて申請をしていただきます。その後、市で申請書を審査のうえ、決定した助成額を指定された口座へ振り込みます。

※申請書は診療月の翌月以降、各支所窓口へ提出してください。

6 住所変更や保険変更などがあった場合について

住所・氏名・受給者・保険証・振込口座など変更があった場合は必ず変更届を提出してください。

～ お問い合わせは ～

南島原市南有馬町乙1023番地 南島原市 福祉保健部 こども未来課
福祉医療担当 Tel 0957-73-6652

